

参議院文教委員会會議録第二十二号

(三四二)

昭和三十九年四月二十一日(火曜日)

午前十一時五分開会

委員の異動

四月十四日

二木 謙吾君

久保 勘一君

四月十五日

鳥島徳次郎君

上林 忠次君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

発議者

発議者

発議者

政府委員

文部大臣

文部政務次官

文部省初等中

等教育局長

事務局側

常任委員

工案 英司君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(小林武君外四名発議)

○国立教育会館法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中野文門君) ただいまより文教委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

四月十四日、二木謙吾君、久保勘一君が辞任され、その補欠として鳥島徳次郎君、上林忠次君、四月十五日、鳥島徳次郎君、上林忠次君が辞任され、その補欠として二木謙吾君、久保勘一君がそれぞれ選任されました。

○委員長(中野文門君) この際、理事の補欠互選についておはかりいたしません。

委員の異動に伴い理事に欠員を生じましたので、その補欠互選を行ないたいと存じます。

互選は投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) 御異議ないことを認め、理事に二木謙吾君を指名いたします。

○委員長(中野文門君) 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、発議者より提案理由の説明をお願いします。発議者小林武君。

○小林武君 ただいま議題となりました農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昭和三十三年に制定されましたこの法律は、高等学校における農業、水産、工業又は商船にかかる産業教育の特殊性にかんがみ、産業教育振興法第三條の三の規定の趣旨に基づいて、国立または公立の高等学校において、これらの産業教育に従事する教員及び実習助手に対して支給する産業教育手当に關し必要な事項を規定いたしております。

しかるに、この法律の適用対象が、単に高等学校とのみ規定されておりますために、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部において、同様の過程の産業教育に従事する教員及び実習助手については、法の適用がなく、したがって

て産業教育手当の支給を受けられないのであります。このために、これらの学校においては、産業教育に従事する教員や実習助手を必要といたしまして、適当な人材を得ることがきわめて困難でありますし、人事交流の面からもしばしば支障を来し、ひいては、その教育不振の一因となっている実情であります。

御承知のとおり、この法律の母法でありますところの産業教育振興法においては、その第二條の産業教育の定義の中で、産業教育を行なう高等学校には、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含むことが明記されており、学校の種別による差異を設けることな学校、聾学校及び養護学校におきまして、その高等部に、産業教育振興法の適用を受け、かつ、この法律に規定する課程が置かれてある場合には、その教育に従事する教員及び実習助手に対しても、当然、産業教育手当が支給できるように措置されなければならないと考えるものであります。

以上が本改正案提案の理由であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛同くださるようお願いいたします。

○委員長(中野文門君) 以上で本案の提案理由の説明聴取は終了いたしました。

○委員長(中野文門君) 次に、国立教育会館法案を議題といたします。

まず、文部大臣から提案理由の説明をお願いします。灘尾文部大臣。

○国務大臣(灘尾弘吉君) このたび政府から提出いたしました国立教育会館法案につきまして、提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

教育を振興し、次代をなす青少年を健全に育成していくためには、常に教育職員その他の教育関係者の資質の向上をはかっていくことが重要であります。これらの教育関係者の効果的な研修に資するため、これにふさわしい研修施設を設けることとして、一昨年来、東京都千代田区霞ヶ関にその施設の建設を進めてまいりました。近くその工事は完成いたしました。右の研修施設を適切に運営し、教育職員その他の教育関係者の資質の向上をはかるため、特殊法人国立教育会館を設立し、これに国が建設した施設の財産現物出資いたしますとともに、運営費についても一部国庫補助を行ない、その適切な運営に当たらせたいと思っております。

この法律案は、特殊法人として国立教育会館を設立してその目的を定めるとともに、この特殊法人の資本金、組織、業務、財務、会計、監督等に関し所要の規定を設けたものであります。

すなわち、第一に、国立教育会館は法人といたしますとともに、その設立当初の資本金は、前述の政府が現物出資した財産の価額の合計額に相当する金額といたしております。なお、政府は、必要があると認めるときは、この

法人に追加して出資することができることとしたしております。

第二に、この法人の業務についてであります。この法人の行なう業務の第一は、教育関係者すなわち教育職員、教育機関の職員、教育行政機関の職員及び社会教育の関係者のための研修施設を設置し、運営することであり、業務の第二は、この法人が教育関係者のための研究集会及び講習会を主催するなど教育関係者の資質の向上のため必要な業務を行なうこととあります。業務の第三は、教育に関する内外の図書その他の資料を収集、整理、保存し及び利用に供することとあります。なお、この法人は、これらの業務を行なうほか、第一条に規定するこの法人の目的の達成に支障のない限り、その設置する研修施設を一般の利用に供することができることとしたしております。

第三に、この法人の役員としては、館長一人、理事三人以内及び監事二人を置くこととし、これらの役員は文部大臣が任命し、その任期はいずれも二年といたしております。次に、この法人には、その運営の適正を期するため、館長の諮問機関として評議員会を置くこととし、所定の重要事項について、館長は、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないこととしたしております。なお、評議員は二十人以上とし、この法人の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから文部大臣が任命するものであります。

第四に、この法人は、文部大臣の監督を受けるのでありますが、その業務の公共性にかんがみ、定款、業務方法書、事業計画、予算、財務諸表等につ

いては、文部大臣の認可または承認を受けることを要するものとしたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(中野文門君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。暫時休憩いたします。

午前十一時三十分休憩
〔休憩後開会に至らなかった〕

四月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、私立学校振興会法の一部改正に関する請願(第一四六四号)

一、建国記念の日制定に関する請願(第一四六七号)

一、紀元節復活に関する請願(第一四八〇号)

一、靖国神社の国家護持に関する請願(第一五〇四号)(第一五〇七号)

一、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正に関する請願(第一五三九号)

一、養護教諭を配置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願(第一五四〇号)(第一五四一号)

一、新橋場外馬券売場設置反対に関する請願(第一五八〇号)

一、国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願(第一六一一号)

第一四六四号 昭和三十九年三月二十七日受理
私立学校振興会法の一部改正に関する請願

請願者 東京都千代田区九段三ノ二杉野学園女子大学
内 増田星光
紹介議員 吉江 勝保君

私立学校法人も私立学校振興会法の適用が受けられるように同法の一部を改正して、私立学校法人立各種学校の振興を図りたいとの請願。

私立学校振興会は、昭和二十七年設立以来私立学校の振興に多大の寄与をした。ところが、私立学校法第六十四条第四項に基づく準学校法人は、私学三法のうち、私立学校法、私立学校教職員共済組合法の二法の適用は受けていないが、この私立学校振興会法から除外されている。これら準学校法人は、中学、高等学校を卒業した青年に職業に必要な技術、技能を教授し、公共性をもつて社会にきわめて有益な貢献をしてきた。従つて近來これら技術者に対する社会的需要が急激に高まつているから、本法の改正を促進されたい。

第一四六七号 昭和三十九年三月二十七日受理
建国記念の日制定に関する請願(二通)

請願者 群馬県新田郡新田町大字八一九三 松島七平
外千三百八十四名
紹介議員 木暮武太夫君

この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第一四八〇号 昭和三十九年三月二十七日受理

紀元節復活に関する請願
請願者 福岡県行橋市博多町行橋京都市の丸会内
内 田定勝外十六名
紹介議員 剣木 亨弘君

この請願の趣旨は、第七三四号と同じである。

第一五四〇号 昭和三十九年三月二十八日受理
靖国神社の国家護持に関する請願(四通)

請願者 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 佐藤春雄外二万六千五百名
紹介議員 大谷藤之助君 徳永 正利君
古池 信三君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第一五〇七号 昭和三十九年三月三十日受理
靖国神社の国家護持に関する請願(三通)

請願者 静岡県吉原市今泉 渡辺仙太郎外四千九百五十五名
紹介議員 栗原 祐幸君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第一五四〇号 昭和三十九年三月三十日受理
養護教諭を配置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 奈良県大和高田市 出北林澄子外三名
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一五四一号 昭和三十九年三月三十日受理
養護教諭を配置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 奈良市大安寺町 野口 隆外六十名
紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

高等学校の定時制教育及び通信教育は、最近重視されてきたが、なお解決を要する問題があるから、「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」を左記のように改正せられたいとの請願。

一、定時制教育又は通信教育を受けようとする勤労青年又は受けている勤労青年を雇用する使用者に対して、当該勤労青年の労働時間その他労働条件等について、特段の便宜を図るようにすること、また、定時制教育、通信教育を受けることによつて不利益な取扱いをしないよう法律で規制すること。

二、定時制通信教育手当の実習助手への支給の制限を撤廃すること、また、事務職員及びその他の職員にも支給範囲を拡大すること。

第一五四〇号 昭和三十九年三月三十日受理
養護教諭を配置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 奈良県大和高田市 出北林澄子外三名
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一五四一号 昭和三十九年三月三十日受理
養護教諭を配置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 奈良市大安寺町 野口 隆外六十名
紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

高等学校の定時制教育及び通信教育は、最近重視されてきたが、なお解決を要する問題があるから、「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」を左記のように改正せられたいとの請願。

一、定時制教育又は通信教育を受けようとする勤労青年又は受けている勤労青年を雇用する使用者に対して、当該勤労青年の労働時間その他労働条件等について、特段の便宜を図るようにすること、また、定時制教育、通信教育を受けることによつて不利益な取扱いをしないよう法律で規制すること。

二、定時制通信教育手当の実習助手への支給の制限を撤廃すること、また、事務職員及びその他の職員にも支給範囲を拡大すること。

第一五四〇号 昭和三十九年三月三十日受理
養護教諭を配置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 奈良県大和高田市 出北林澄子外三名
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一五四一号 昭和三十九年三月三十日受理
養護教諭を配置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 奈良市大安寺町 野口 隆外六十名
紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

高等学校の定時制教育及び通信教育は、最近重視されてきたが、なお解決を要する問題があるから、「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」を左記のように改正せられたいとの請願。

一、定時制教育又は通信教育を受けようとする勤労青年又は受けている勤労青年を雇用する使用者に対して、当該勤労青年の労働時間その他労働条件等について、特段の便宜を図るようにすること、また、定時制教育、通信教育を受けることによつて不利益な取扱いをしないよう法律で規制すること。

二、定時制通信教育手当の実習助手への支給の制限を撤廃すること、また、事務職員及びその他の職員にも支給範囲を拡大すること。

第一五四〇号 昭和三十九年三月三十日受理
養護教諭を配置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 奈良県大和高田市 出北林澄子外三名
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一五四一号 昭和三十九年三月三十日受理
養護教諭を配置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 奈良市大安寺町 野口 隆外六十名
紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一五四一号 昭和三十九年三月三十日受理
養護教諭を配置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 奈良市大安寺町 野口 隆外六十名
紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

高等学校の定時制教育及び通信教育は、最近重視されてきたが、なお解決を要する問題があるから、「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」を左記のように改正せられたいとの請願。

一、定時制教育又は通信教育を受けようとする勤労青年又は受けている勤労青年を雇用する使用者に対して、当該勤労青年の労働時間その他労働条件等について、特段の便宜を図るようにすること、また、定時制教育、通信教育を受けることによつて不利益な取扱いをしないよう法律で規制すること。

二、定時制通信教育手当の実習助手への支給の制限を撤廃すること、また、事務職員及びその他の職員にも支給範囲を拡大すること。

第一五四〇号 昭和三十九年三月三十日受理
養護教諭を配置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 奈良県大和高田市 出北林澄子外三名
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一五四一号 昭和三十九年三月三十日受理
養護教諭を配置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 奈良市大安寺町 野口 隆外六十名
紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一五四一号 昭和三十九年三月三十日受理
養護教諭を配置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 奈良市大安寺町 野口 隆外六十名
紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

高等学校の定時制教育及び通信教育は、最近重視されてきたが、なお解決を要する問題があるから、「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」を左記のように改正せられたいとの請願。

一、定時制教育又は通信教育を受けようとする勤労青年又は受けている勤労青年を雇用する使用者に対して、当該勤労青年の労働時間その他労働条件等について、特段の便宜を図るようにすること、また、定時制教育、通信教育を受けることによつて不利益な取扱いをしないよう法律で規制すること。

二、定時制通信教育手当の実習助手への支給の制限を撤廃すること、また、事務職員及びその他の職員にも支給範囲を拡大すること。

第一五四〇号 昭和三十九年三月三十日受理
養護教諭を配置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 奈良県大和高田市 出北林澄子外三名
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一五四一号 昭和三十九年三月三十日受理
養護教諭を配置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 奈良市大安寺町 野口 隆外六十名
紹介議員 千葉千代世君

第一五四二号 昭和三十九年三月三十日受理

養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 奈良県宇陀郡大字陀町 大字岩室七一五ノ二

田中寿恵外八十名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一五四三号 昭和三十九年三月三十日受理

養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 奈良県御所市大字樋野 谷美代子外九十名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一五四四号 昭和三十九年三月三十日受理

養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 奈良市地蔵町奈良市立飛鳥小学校内 越智恭子外九十九名

紹介議員 米田 勲君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一五四五号 昭和三十九年三月三十日受理

養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 奈良県橿原市久米町畝傍中学校内 農野千左恵外百十四名

紹介議員 豊瀬 慎一君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一五四六号 昭和三十九年三月三十日受理

養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 奈良市西の京町四二〇ノ一 保坂すみ子外百四十九名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一五八〇号 昭和三十九年三月三十一日受理

新橋場外馬券売場設置反対に関する請願

請願者 東京都港区芝新橋三ノ一六 高木広外十名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一四二六号と同じである。

第一六一一号 昭和三十九年四月二日受理

国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願

請願者 佐賀市高木瀬町大字高木一、九二二 副島勇外三千六十三名

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第九二二号と同じである。

四月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案（小林武君外四名発議）

農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

この法律は、公布の日から起算して、三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

四月十六日本委員会に左の案件を付託された。

（予備審査のための付託は二月十一日）

一、国立教育会館法案

国立教育会館法案

（一）は衆議院修正の部分

附則

第一条 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

四月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正等に関する請願（第一六四三号）（第一七四六号）（第一七四七号）

一、私立中学、高等学校の経常的運営費及び施設費の一部を国庫負担とするの請願（第一六七四号）

一、靖国神社の国家護持に関する請願（第一七二二号）（第一七三八号）

一、八月十五日を平和の日に制定するの請願（第一七二二号）（第一七二三号）

一、新橋場外馬券売場設置反対に関する請願（第一七七四号）（第一七七五号）

第一六四三号 昭和三十九年四月三日受理

養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正等に関する請願（四通）

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一七四六号 昭和三十九年四月八日受理

養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 茨城県水戸市袴塚町 二、七〇ノ一二 島田誠外百五十九名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一七四七号 昭和三十九年四月八日受理

養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 茨城県土浦市築地町 五〇〇 秋山輝雄外三百十九名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一六七四号 昭和三十九年四月四日受理

私立中学、高等学校の経常的運営費及び施設費の一部を国庫負担とするの請願

請願者 岡山県議会議長 杉本 昌太

紹介議員 近藤 鶴代君

私立の中学校及び高等学校の経常的運営費及び施設費の一部を国庫負担とするよう、立法化を図りたいとの請願

理由

私立の中学校及び高等学校は、生徒急増期に対処し進んで収容定数の増大につとめ、急増対策の一翼をになつてきたので、多くの私立学校は現在多額の負債をかかえ、加えて公務員給与のベース・アップ等を反映して、教職員給与費の増大に悩まされ、その経営は悪化の一途をたどつてゐる。しかも、このような経営状況のもとで、一兩年後には高校生徒数の急減期を迎えるため、このまま放置すればその経営はまことに憂慮にたえない状態になることが予想される。授業料等父兄負担は現在すでに限度に達して、これ以上の増額は困難である。

第一六七五号 昭和三十九年四月四日受理

建国記念の日制定に関する請願

請願者 岡山県議会議長 杉本 昌太

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第一七二二号 昭和三十九年四月七日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 北海道山越郡八雲町字 落部 権三三郎外二 千八百十四名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第一七三八号 昭和三十九年四月八日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

昭和三十九年四月二十五日印刷

請願者 青森市新町五九 階上 金四郎外四千九百名

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第一七七二号 昭和三十九年四月九日受理

八月十五日を平和の日に制定するの請願

請願者 岐阜県揖斐郡久瀬村大字外津波久瀬村農事改良組合内 河合佐伊治 外五十二名

紹介議員 高山 恒雄君

第二次世界戦争終結の日の八月十五日を日本国民が永久に記念すべき「万世のため太平を開く日」すなわち「平和の日」とするため国民の祝日に関する法律第二条に、次の一項を加えられたいとの請願。

平和の日、八月十五日、平和を念願し天地万靈に感謝し平和な国の建設を期する。

昭和二十年八月十五日こそは、古い日本の影をひそめて新しい日本が再生した歴史的な日である。この日を記念して世界の平和を念願する精神と、全世界のいたましい全戦没者を供養する敬けんな気持ちを長く子孫に伝えることは、国民生活に最も必要な公徳心や良識を育成して正しい宗教心の培養と、新しい人づくり、国づくりの基礎になることを確信する。

第一七七三号 昭和三十九年四月九日受理

八月十五日を平和の日に制定するの請願

請願者 東京都渋谷区神泉町二〇 山岡万之助外五十一名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第一七七二号と同じである。

第一七七四号 昭和三十九年四月九日受理

新橋場外馬券売場設置反対に関する請願

請願者 東京都港区芝新橋五ノ一八 河上信子

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第一四二六号と同じである。

第一七七五号 昭和三十九年四月九日受理

新橋場外馬券売場設置反対に関する請願

請願者 東京都港区芝新橋四ノ四〇 小林清吉

紹介議員 横山 フク君

昭和三十九年四月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局